

税務訴訟資料 第262号-1 (順号11851)

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 裁決取消等請求上告提起事件

国側当事者・国(国税不服審判所長)

平成24年1月10日却下・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年8月2日判決、本資料261号-135・順号11725)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年10月26日判決、本資料261号-211・順号11801)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
代表者法務大臣	平岡 秀夫
裁決行政庁	国税不服審判所長 孝橋 宏

主 文

本件上告を却下する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上記事件について、最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ(行政事件訴訟法7条)、本件上告状兼上告受理申立書及び上告理由書には、民訴法312条1項及び2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法であって、その不備を補正する余地がないものである。

よって、行政事件訴訟法7条、民訴法316条1項により、本件上告を却下することとし、上告費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民訴法67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成24年1月10日

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 井上 繁規

裁判官 笠井 勝彦

裁判官 齋藤 繁道